

食品衛生基準科学研究費補助金等における事務委任を行った場合の国庫補助金の受領の委任について

令和6年4月16日
総務課長決定

1 趣旨

食品衛生基準科学研究費補助金及び食品衛生基準行政推進調査事業費補助金（以下「補助金」という。）について、令和6年4月16日総務課長決定（以下「総務課長決定」という。）により、補助金の管理及び経理の事務を研究代表者、補助金の交付を受ける研究分担者及び経費の配分を受ける研究分担者（以下「研究者」という。）が所属機関の長へ委任することとしたところであるが、更に補助金の経理事務の簡素化を図る観点から、その場合における補助金の受領の委任について定める。

2 補助金の受領の委任について

研究者は、総務課長決定に基づく事務委任を行った場合には、当該補助金の受領を所属機関の長に委任することができることとする。

なお、その場合にあっては、食品衛生基準科学研究費補助金等交付要綱第11条第2項に定める承諾書において、補助金の受領先を「所属機関」と選択し、提出することで、研究者が所属機関の長へ委任し、承諾を得たものとする。

3 補助金の請求について

交付決定通知を受けた研究代表者及び補助金の交付を受ける研究分担者は、別紙様式例1により、補助金の支払いを請求するものとするが、補助金の受領を、所属機関の長に委任した場合は、別紙様式例2により、請求するものとする。